

「『責任ある機関投資家』の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード への みずほ信託銀行の取組方針」の改定について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）は、2017年5月29日、金融庁より改訂された日本版スチュワードシップ・コード（以下、「本コード」）が公表されたことに伴い、「『責任ある機関投資家』の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード へのみずほ信託銀行の取組方針」（以下、「当行取組方針」）を改定しました。

本コードの改訂では、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、運用機関が投資先企業との間で深度ある目的を持った対話（エンゲージメント）を行っていくことが必要であるとの認識のもと、運用機関のガバナンス・利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権の行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価等の内容が新たに盛り込まれました。

当行は、2016年10月の会社分割に伴い、資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を当行から分離し運用機関へ委託することで、運用機関が議決権行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない信託銀行唯一の先進的な事業ストラクチャーを構築しました。

また、この事業ストラクチャーに加え、改訂された本コードを踏まえ、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる7つの諸原則についての当行取組方針を改定し、更なるガバナンス体制の高度化や議決権行使における透明性の確保などに取組むことを表明します。

改訂された本コードを踏まえ、当行は7つの諸原則への対応方針全てを改定していますが、主な変更点である原則2、原則4、原則5、原則7への対応方針概要は以下のとおりです。

【原則2】 利益相反管理、ガバナンス強化

1. 利益相反管理について

（1）議決権行使に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面の特定

- A. 株式会社みずほフィナンシャルグループおよびその傘下会社内の営業部門が取引関係等を有する企業の議決権を行使する場合およびエンゲージメントを行う場合
- B. 株式会社みずほフィナンシャルグループおよびその傘下会社に対する議決権を行使する場合およびエンゲージメントを行う場合

(2) 利益相反の状況に応じた対応の実施

A . 資産運用業務の分離

- ・資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を当行から分離し運用機関へ委託することで、運用機関が議決権行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない体制を構築

B . 議決権行使ガイドラインの制定および遵守

- ・議決権行使の独立性を担保する方針を策定し運用機関に提示、運用機関は当行が策定した方針に基づき議決権行使の実務を実施

C . 議決権行使部署等との情報遮断

- ・当行と運用機関の議決権行使部署との間で個別銘柄の議決権行使に関わる全ての情報を遮断
- ・当行役職員が、運用機関の役職員に対し同社が議決権行使の実務を行うにあたり不当な接触・圧力とみなされる行為を行うことを禁止

D . 人事異動の制限

- ・運用機関の議決権行使部署への人事異動等は、当行の営業部拠点の部拠点長席および法人営業を担う部署を離任後 5 年間以降に制限

2 . ガバナンス強化について

(1) 「責任投資諮問会議」の新設

- A . 当行は、スチュワードシップ活動に関し、お客さまの利益の確保や利益相反防止等のために必要と考えられる事項について諮問する「責任投資諮問会議」を新設します。
- B . 「責任投資諮問会議」は社外の有識者が過半を占めるなど、透明性を確保するとともに、その答申に基づく必要な改善・是正について、設置済みの「責任投資会議」(当行のスチュワードシップ活動全般について審議・報告を行う会議体) で十分に議論し、当行のスチュワードシップ活動の継続的な向上を図ります。

《「責任投資諮問会議」の概要》

会議体名称	責任投資諮問会議
位置づけ	責任投資会議の諮問機関として設置
目的	利益相反防止が必要な事項に関し、第三者の視点から意見具申
委員	独立社外取締役等、コンプライアンス統括グループ長 (過半の社外有識者で構成)

【原則４】 パッシブ運用における中長期的視点に立ったエンゲージメントや議決権行使

当行は、運用機関に対し、引き続き、パッシブ運用の投資先企業へのより積極的な中長期的視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を求めるとともに、「責任投資会議」においてモニタリングします。

なお、当行が運用委託を行っている運用機関では当該対応は既に実施済みであることを確認しています。

【原則５】 個別の投資先企業および議案ごとの議決権の行使結果の公表

当行は、運用機関に対し、議決権の行使結果について当行への開示ならびに説明を求め、議決権の行使結果について四半期ごとに個別投資先企業および議案ごとに公表します。

なお、本年４月から６月に実施された株主総会における、個別投資先企業および議案ごとの議決権の行使結果については、初回８月頃に公表する予定です。

【原則７】 本コードの取組状況に関する自己評価の実施および結果の公表

当行の「責任投資会議」において、本コードへの取組み状況を定期的に自己評価し、その結果をウェブサイトに公表します。

改定後の当行取組方針は以下を参照ください。

<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/stewardship.pdf>

当行は、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指し、お客さま本位の業務運営を徹底することで、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を主体的に果たしていきます。

以上